

様式第2号（第5条関係）

令和7年6月5日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員

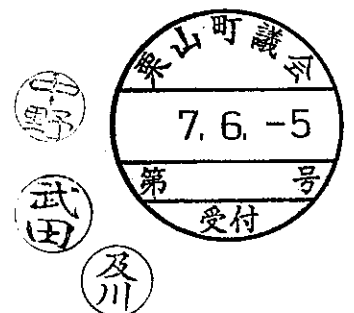
鵜川和彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和7年5月25日
- 2 旅行先 神奈川県
- 3 目 的 議会広聴活動について
- 4 関係書類 別紙のとおり



| | |
|---|--|
| 日 時 | 令和7年5月25日（15：45～17：15） |
| 視 察 先 | 神奈川県海老名市 |
| 調査事項 | 議会における広聴広報活動の本質とこれからの活用のあり方について |
| 対 応 者 | 一般社団法人 地方公共団体政策支援機構 上席研究員 渡辺 太樹 氏 |
| 1. 視察目的 2. 視察内容 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など) | <p>まず、はじめにEBPM（エビデンス・ベースポリシー・メイキング）という考え方である。また、『住民自治』：地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること。改めて頭に刻みました。元来行政の目的は、地方自治法第一条：地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている。</p> <p>第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。これが大前提絶対に外せないことである。その実現には、広聴は、不可欠である。広聴の目的は、住民の声を議会活動（政策論議／策定／予算・決算）に反映させるために行う。手段として議会報告会・公聴会・アンケート調査・パブリックコメント・一般会議があり、栗山町議会の得意技である。広報とは、議会活動をわかりやすく伝え、住民との共通理解を形成するために行う。手段として議会だより・議会ホームページ・SNS発信等である。誰に何をどうやって聴き、伝えるのか、その際誰に（どのターゲット層に）何を（聴く／伝える内容）をまず考えるが一番重要です。</p> |